

「店頭CFD取引 契約約款」の一部改正について

下線部変更
(2021年11月8日)

現 行	改正後
(省 略)	(現行どおり)
第4条 (自己責任およびリスクの確認)	第4条 (自己責任およびリスクの確認)
(省 略)	(現行どおり)
2.(5) 各取引所やカバー先業者の需給等の状況によっては、予期した価格で売買出来ない可能性や売買が成立しない可能性があります。	2.(5) <u>当社が取り扱う銘柄の原市場において</u> は、各取引所やカバー先業者の需給等の状況によって、予期した価格で売買出来ない可能性や売買が成立しない可能性があります。
(省 略)	(現行どおり)
第11条 (両建て取引) <u>同銘柄のETF</u> を、売り買い双方の建玉にて同時に保有することを両建て取引といたします。本取引において両建て取引を行う場合には、分配相当額や金利調整額の受け払いが発生し、 <u>両建てのうち売建玉</u> については、貸株料調整額の支払いも発生します。	第11条 (両建て取引) <u>同一銘柄</u> を、売り買い双方の建玉にて同時に保有することを両建て取引といたします。本取引において両建て取引を行う場合には、分配相当額や金利調整額の受け払いが発生し、 <u>売建玉</u> については、貸株料調整額の支払いも発生します。
(省 略)	(現行どおり)
第27条 (免責事項)	第27条 (免責事項)
(省 略)	(現行どおり)
(17) 流動性の諸事情および当該国の規制等により、当社が取扱うETF銘柄の全部または一部を、廃止したことにより発生したお客様の損害。	(17) 流動性の諸事情および当該国の規制等により、当社が取扱う銘柄の全部または一部を、廃止したことにより発生したお客様の損害。
(以下、省 略)	(以下、現行どおり)
2020年9月27日	2021年11月8日